

令和2年6月25日発行 湧別町役場上湧別庁舎 2-2111 • 湧別庁舎 5-2211

#### 〈目次〉 きずな5商品券の使用期限は7月31日までです 献血にご協力をお願いします 町営住宅等入居者募集 ひとり親家庭への商品券 8 2 上野カップ2020中止 猫を飼っている方へ 9 国保税·第1号介護保険料 減免制度 3 ストップ・ザ・交通事故 第11回湧別町長杯パークゴルフ大会 税金や公共料金の納期限を守りましょう 10 4 O157による食中毒に注意 北見年金事務所出張相談所 5 第2期湧別町まち・ひと・しごと創生 7月の当番病院 総合戦略策定委員会委員 募集 家屋に関する税などの届け出 11 6 自立支援医療の再認定 7月の子育て支援事業 12 精神障害者保健福祉手帳の更新申請 7月子育て支援センター予定表 13 中小企業緊急支援事業給付金 14 北海道障害者職業能力開発校 第2回見学会

# コロナ対策「きずな5商品券」の使用期限は7月31日までです

●商工観光課 商工観光G 2-5866

新型コロナウイルス感染拡大に対する景気対策として、町内のお店屋さんで使える1人5,000円分の商品券(お食事券3,000円分と商品券2,000円分)をお渡ししています。

まだ交換・使用していない方は、お早めに交換・使用をお願いします。

# 【交換・使用期限】7月31日(金)まで

【交換場所】 ①住民税務課、 ② 福祉課、中湧別出張所、芭露出張所のいずれかの窓口で交換してください。

【必要な物】●引換券(ハガキ)

●窓口に来られる方の印鑑

【使えるお店】●お食事券:飲食店のみご利用可能で、店舗でのご利用のほかテイクアウトでも利用できます。

●商品券:**飲食店を含む町内のお店**でご利用可能です。

# ひとり親家庭の生活支援として商品券をお渡しします

**湧**健康こども課 児童支援G 5-3765

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方の生活支援として、**ひとり親家庭**に対して町内のお店で使える商品券をお渡しします。

対象世帯に送付されている案内文書をご確認のうえ、役場窓口でお受け取りください。

【対 象 者】令和2年6月1日現在、ひとり親家庭医療費助成制度の助成対象で、 平成14年4月2日以降に生まれた児童(高校生以下)がいる世帯。 ※所得制限により助成資格が停止されている児童、重度心身障害者医 療費助成制度および生活保護の対象児童を含みます。

【商品券の内容】対象児童1人につき30,000円分の商品券をお渡しします。町内のお店で利用できますが、一部利用できないお店がありますので、事前にお店へご確認ください。

【交換・使用期間】 6 月 2 9 日 (月)  $\sim$  9 月 3 0 日 (水)

#### 【交換場所•受付時間】

| 交換場所               | 受付時間                                  |  |  |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|
| <b>)</b> 健康こども課    | 平日の午前8時30分~午後5時15分                    |  |  |
| <b>①</b> 住民税務課     |                                       |  |  |
| 中湧別出張所(文化センターTOM内) | 全日(土・日曜日、祝日含む)の<br>午前8時30分~正午、午後1時~5時 |  |  |

#### 【必要な物】●案内文書

- ●印鑑(代理人が受領する場合は、本人と代理人それぞれの印鑑。)
- ●身分証明書(運転免許証、健康保険証など。代理人が受領する場合は、代理人のもの。)

# 湧別町少年柔道大会「上野カップ2020」開催を中止します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

10月4日(日)に開催を予定していました湧別町少年柔道大会「上野カップ 2020」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**今大会を中止しま** すので、お知らせします。

今後も本大会の開催にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

# ~新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯へ~ 国民健康保険税・第1号介護保険料の減免制度について

① 住民税務課 税務G 2-5863 ② 福祉課 高齢介護G 5-3761

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど一定の基準を満たした方は、申請により令和2年2月1日~令和3年3月31日が納期限の国民健康保険税(以下「国保税」) および第1号介護保険料(以下「保険料」) が減免になる場合があります。

【対象要件】新型コロナウイルス感染症の影響を受けた次の世帯。

|   | 対象者  |      |  |  |  |
|---|--|------|--|--|--|
| 1 | 主たる生計維持者の死亡、または重篤な傷病を負った世帯   | 全額免除 |  |  |  |
| 2 | 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、下記のすべてに該当する世帯  ●収入のいずれかが、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること  ●収入の減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること  ●【国保税のみ】前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること | 一部減免 |  |  |  |

【減 免 額】対象要件②に該当する場合、減額される額は次のとおりです。

|     | 当初の額       | X                     | 減免対象額の割合 ×                                |            | 減免の割合   |  |
|-----|------------|-----------------------|---|------------|---|--|
| 国   | 世帯の被保険者    | \                     | 世帯の主たる生計維持者の<br>減少が見込まれる収入に<br>かかる前年の所得額  | \ <u>/</u> | 主たる生計維持者の<br>前年の合計所得金額が<br>300万円以下 : 10分の10                               |  |
| 保税  | 全員分の国保税額   | ×-                    | 世帯の主たる生計維持者<br>および世帯の被保険者全員の<br>前年の合計所得金額 | -×         | 400万円以下 : 10分の8<br>550万円以下 : 10分の6<br>750万円以下 : 10分の4<br>1,000万円以下: 10分の2 |  |
| 保険料 | 第1号被保険者の 、 |                       | 世帯の主たる生計維持者の<br>減少が見込まれる収入に<br>かかる前年の所得額  | _~         | 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が200万円以下:10分の10   |  |
|     | 保険料額       | 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 |   | ^          | 200万円を超える:10分の8   |  |

- 【必要な物】●主たる生計維持者(国保税の場合は、国保加入者全員分を含む。) の令和元年中の収入が分かるもの
  - ●主たる生計維持者の令和2年中の収入見込みが分かるもの
  - ●死亡・事業廃止・失業を証明するもの

# 税金や公共料金の納期限を守りましょう!

①住民税務課 税務G 2-5863

町が行っている公共サービスは、税金のほか、保険料、使用料など公共料金と して町民の皆さんが納める貴重な財源によって継続的に提供されています。

納期限を守らずに税金や公共料金を滞納してしまうと、町の財政運営に支障を 及ぼし住民サービスの低下を招くばかりか、納期限を守っている多くの町民の皆 さんとの間で不公平が生じてしまいます。

このため、滞納された場合は、本来の税額等のほかに督促手数料と延滞金もあわせて納めていただくことになります。

# ◆督促手数料

納期限を過ぎて一定期間内に納税されない方には、督促状が発布されます。督促状が発布されると督促手数料として1件につき100円が加算されることになります。

# ◆延滞金

延滞金として納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した額が加算されることになります。

| >世を由し マルトた 廿ロ日日 | 納期限の翌日から    |             |  |  |
|-----------------|-------------|-------------|--|--|
| 滞納していた期間        | 1カ月を経過する日まで | 1カ月を経過する日以後 |  |  |
| 令和2年1月1日~12月31日 | 年2.6%       | 年8.9%       |  |  |

※年率は、毎年見直されます。

# 納期限内の納付が困難なときは、必ずご相談を!

り災や失業、事業の廃止などにより生活や経営が困窮しているなど、やむを得ない理由で納期限を守れない場合や納付が困難な場合は、徴収の猶予や分割納付のほか、延滞金の免除を適用できる場合があります。納期限の前に役場の各担当までご相談ください。

# ~新型コロナウイルス感染症対策のために~ 「新しい生活様式」を実践しましょう















#### \*-〇157による食中毒にご注意ください

北海道紋別保健所 生活衛生課 0158-23-3108

昨年夏(7月~9月)、本町と遠軽町でO157(腸管出血性大腸菌)感染症の発生がありました。今年の夏も発生するおそれがありますので、次のことに注意しましょう。

- ●肉は**十分に加熱**して食べる。
- ●牛など動物に触った後やトイレの後は、**手をよく洗う**。
- ●調理器具などは、**使うたびに消毒**する。

また、野菜(浅漬けなど)が原因となったこともあります。野菜には、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒(濃度0.01%で10分間か濃度0.02%で5分間浸して水洗い)や、湯がき(100%の湯で5秒間程度)が有効とされています。



浅漬けなど生で食べる野菜は、 湯を沸かした鍋で5秒間湯がいてから調理!!

# 7月の当番病院のお知らせ

⑨健康こども課 健康相談G 5-3765

| 月日                                    | 内科当番           | 外科当番           |  |
|---------------------------------------|----------------|----------------|--|
| 7月 5日(日)                              | 瀧本皮膚科クリニック     | 遠軽厚生病院         |  |
| 7 5 5 (0)                             | (0158-42-8048) | (0158-42-4101) |  |
| 7月12日(日)                              | 遠軽厚生病院         | 曽我病院           |  |
| / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | (0158-42-4101) | (2-2001)       |  |
| 7月19日(日)                              | みずしま内科クリニック    | 遠軽厚生病院         |  |
| 7 / 1 9 1 (1)                         | (0158-42-3214) | (0158-42-4101) |  |
| 78000 (20)                            | 遠軽厚生病院         | 遠軽共立病院         |  |
| 7月23日(祝)                              | (0158-42-4101) | (0158-42-5215) |  |
| 78048 (20)                            | 遠軽厚生病院         |                |  |
| 7月24日(祝)                              | (0158-42-4101) |                |  |
| 78260 (0)                             | はやかわクリニック      | 遠軽厚生病院         |  |
| 7月26日(日)                              | (0158-49-2525) | (0158-42-4101) |  |

# 家屋に関する税などの届け出を忘れずに!

①住民税務課 税務G 2-5863

住宅、物置、店舗、事務所、倉庫などの家屋の新築、増改築、取り壊し、所有者を変更されたときには、必ず届け出をしてください。

詳細は(D住民税務課(TL 2-5863)までお問い合わせください。

# 新築、増改築したときは・・・

法律により申告の義務がありますので、① 住民税務課にご連絡ください。 固定資産税の課税の基礎となる評価額を算出するため、完成後に職員がお伺いして家屋調査をさせていただきます。

# 一部または全部を取り壊したときは・・・

- ●登記されている家屋 法務局で登記申請してください。町への届け出は不要です。
- ●登記されていない家屋 町に届け出がないと課税となります。

# 売買や相続、贈与などで所有者を変更したときは・・・

- ●登記されている家屋 法務局で登記申請してください。町への届け出は不要です。
- ●登記されていない家屋 表題登記をするか、町への届け出が必要です。町に届け 出がないと元の所有者に課税となります。(登記した場合 は町への届け出は不要)
- ※届け出には図面などが必要となりますので、事前にお問い合わせください。
- ※新築、増改築、取り壊しなどが見受けられる場合は、届け出される前に電話などにより状況確認させていただくほか、家屋調査をさせていただく場合があります。
- ※家屋を含む不動産を取得したときには、地方税法第73条の18により、町への申告が義務付けられており、正当な事由がなく届け出しなかった場合には、 北海道税条例第44条の5により、10万円以下の過料に処されます。
- ※登記申請の手続きについては、釧路地方法務局北見支局にお問い合わせください。

# 自立支援医療(精神通院)の再認定・精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に 診断書の添付が困難な方へ

**湧**福祉課 福祉G 5-3761

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書の添付が困難な方に対し、診断書の提出猶予などの措置が講じられています。対象となる方でお困りの方は、**須**福祉課までご相談ください。

【対 象 者】自立支援医療(精神通院)受給者証または精神障害者保健福祉手帳の 有効期限が、令和2年3月1日~令和3年2月28日に満了する方

【問い合わせ先】 (勇福祉課 1515-3761

# 北海道障害者職業能力開発校の第2回見学会が開催されます

北海道障害者職業能力開発校は、障がいのある方々の社会的自立を目的に職業訓練を実施する、道内唯一の障がい者の公共職業訓練校です。

今回、各科の訓練内容、応募・選考方法、入校経費および寮生活などについて、 広く一般の方をはじめ、入校希望者や保護者等の皆さまにご理解を深めていただ くため、見学会が開催されます。参加を希望される方は、次のとおり北海道障害 者職業能力開発校までお申し込みください。

【日 時】7月27日(月) 午後1時30分~3時30分

【見学コース】①全科見学コース ②総合実務科見学コース

【申込方法】7月20日(月)までに、下記の問い合わせ先にお申し込みください。

【問い合わせ先】 北海道障害者職業能力開発校 訓練第一課 (砂川市焼山 60 番地) TELO 125-52-2774 FAX 0125-52-9177

# 献血にご協力をお願いします

7月13日(月)に次の日程で移動献血車が町内を巡回します。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

| 月日       | 実施場所             | 時間              |  |  |
|----------|------------------|-----------------|--|--|
|          | 湧別町役場 上湧別庁舎 前    | 午前10時00分~11時30分 |  |  |
|          | えんゆう農業協同組合 本所 前  | 午後 1時00分~ 1時40分 |  |  |
| 7月13日(月) | 株式会社 渡辺興業 前      | 2時10分~ 2時40分    |  |  |
|          | 曽我病院 前           | 3時10分~ 3時40分    |  |  |
|          | 湧別町農業協同組合 芭露支所 前 | 4時20分~ 4時50分    |  |  |

※血液センターでは、献血にご協力いただいた方々へ、後日郵送により7項目の 生化学検査成績および8項目の血球計数検査成績をお知らせしています。ご自 身の健康管理にお役立てください。

# 町営住宅等の入居者を募集します

①建設課 管理G 2-5869

### 【募集住宅】

| 団地名<br>(場所)     | 仕 様    | 建設年度                         | 面積      | 間取り  | 月額家賃                    | 共益費<br>(月額) | 主な設備等                    | 募集<br>戸数 |
|-----------------|--------|------------------------------|---------|------|-------------------------|-------------|--------------------------|----------|
| 曙町団地<br>(曙町)    | 世帯向単身向 | 昭和 48 年建設<br>平成 23 年全面<br>改善 | 49.14 m | 2LDK | 12,100円<br>~<br>27,800円 | 300円        | ユニットバス<br>灯油ボイラー         | 1戸       |
| 栄町 A 団地<br>(栄町) | 単身向    | 平成 13 年                      | 45.69 m | 1LDK | 13,600円<br>~<br>20,200円 | 300円        | ユニットバス<br>電気温水器<br>蓄熱暖房機 | 1戸       |
| 錦町団地(錦町)        | 単身向    | 平成9年                         | 49.9 m² | 1LDK | 12,700円<br>~<br>18,900円 | なし          | ユニットバス<br>電気温水器<br>蓄熱暖房機 | 1戸       |
| 上湧別団地(上湧別屯田市街地) | 世帯向    | 平成 13 年                      | 61.5 m² | 2DK  | 16,300円<br>~<br>37,500円 | 1,000円      | ユニットバス 電気温水器             | 1戸       |
| いちい団地 (中湧別東町)   | 世帯向    | 平成7年                         | 62.5 m² | 2LDK | 17,600円<br>~<br>31,700円 | 600円        | ユニットバス<br>灯油ボイラー         | 1戸       |

- 【入居資格】●公営住宅法により定められた所得制限を超えない方(世帯構成等により控除が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。)
  - ●国税・地方税・町に支払うべき使用料等を滞納していない方
  - ●入居予定者が暴力団員でない方
  - ●入居に際しては連帯保証人2人が必要です。また、家賃の2カ月 分相当額を敷金として納付いただきます。
- 【申込方法】 ①建設課、 **③**福祉課に備えている申込書に必要事項を記入のうえ、 住民票・所得証明書・完納証明書など必要書類を添付してお申し込 みください。
  - ※1戸の住宅に2件以上のお申し込みがあった場合は入居者選考委員会より意見を聴取して、町長が住宅困窮度を判定して入居順位を決定します。
- 【その他】今回募集する以外にも、随時募集中の住宅もありますので、詳しく はお問い合わせください。

【申込期限】7月9日(木)

【入居時期】7月下旬からの予定



湧別町公式 インスタグラム yubetsu\_town

「フォロー」「いいね!」お願いします



# 猫を飼っている方へお願いです!

①住民税務課 住民生活G 2-5863

猫の飼育に関する苦情が、町に多く寄せられています。ご近所とのトラブルを防ぐためにも、ルールやマナーを守り、飼い主の皆さんは次のことに気を付けてトラブルの防止に努めましょう。



# ◆屋内で飼いましょう

猫を屋外で飼うことで、他人の庭や畑を糞尿で汚したりするなど、近隣トラブルの原因となります。交通事故や病気などの防止にもなりますので、屋内で飼育するようにしましょう。

# ◆不妊や去勢手術を受けさせましょう

繁殖を望まない場合は、不幸な命を増やさないためにも手術を受けさせましょう。

# ◆野良猫へエサを与えないでください

野良猫にエサを与えることにより、周辺に居続け、鳴き声や糞尿、出産等による増加で近隣に迷惑をかけることになります。

エサを与える方は、事実上の飼い主となりますので、責任を負うことができないのなら、絶対にエサを与えないでください。

# ◆猫の駆除・捕獲について

猫は動物愛護法で愛護動物とされていることや、屋外にいても野良猫と飼い猫の区別がつかないことから、町では猫の捕獲・駆除はできません。

なお、飼い主の無責任な理由で、ペットなどの動物を捨てる・殺す・衰弱させるなどの行為は犯罪となりますので、絶対にやめましょう。

# 「ストップ・ザ・交通事故」

① 住民税務課 住民生活G 2-5863

夏の交通安全運動が7月13日(月)から22日(水)までの10日間実施されます。 車を運転される方は、時間にゆとりを持ち、スピードダウンで安全運転をしましょう。また、運転をする前に、同乗者全員がシートベルトを正しく着用しているか確認しましょう。 皆さまのご協力をお願いいたします。

# ◆運動の重点

- ①飲酒運転の根絶
- ②子どもと高齢者の交通事故防止
- ③スピードダウンと居眠り運転の防止
- ※7月13日は「**飲酒運転根絶の日**」です。飲酒運転は悪質で重大な犯罪である との認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ※運動期間中、町内の主要交差点で町内交通安全団体・交通安全指導員による通 学・通勤者への街頭指導を実施します。



# 第11回湧別町長杯パークゴルフ大会を開催します

上湧別パークゴルフ協会

「第11回湧別町長杯パークゴルフ大会」を次のとおり開催します。皆さまの 多数のご参加をお待ちしています。

【日 時】7月12日(日) 雨天決行

受 付:午前8時00分~

開会式:午前8時30分

【場 所】五鹿山パークゴルフ場

【参加料】コース料金300円が必要です。(シーズン券をお持ちの方は無料)

【申込方法】五鹿山・芭露の各パークゴルフ場の掲示板に掲示している大会参加 申込書に氏名等を記入してください。

【申込締切日】7月8日(水)

【その他】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用、身体 的距離の確保(2m程度)、体調に異状(発熱など)があるときは参 加を控えるなど、各自で基本的な感染防止対策を行ってください。

【問い合わせ先】上湧別パークゴルフ協会事務局 水野 阪2-3989

# 北見年金事務所出張相談所開設のお知らせ

①住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されますのでお知らせします。年金相談は、会場における混雑を緩和し、お客さまの相談時間を十分に確保するため、完全予約制です。相談予約は、電話にてお申し込みください。

| 開設日      | 開設会場                                     | 開設時間          |  |  |
|----------|--|---------------|--|--|
| 7月 2日(木) | 遠軽町保健福祉総合センター・げんき 21<br>(遠軽町 1 条通北 1 丁目) | 午前10時~午後4時    |  |  |
| 8月 5日(水) | · 紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)                      | 午後 1時~ 5時     |  |  |
| 8月 6日(木) | 7 校加10氏云皓(校加10湖先町 1 J 日 <i>)</i><br>     | 午前 9時~午後2時30分 |  |  |
| 9月17日(木) | 遠軽町保健福祉総合センター・げんき 21<br>(遠軽町 1 条通北 1 丁目) | 午前10時~午後4時    |  |  |

【電話予約申込先】北見年金事務所お客様相談室 №0157-33-6007 (自動音声案内、番号1→2を押してください)

- ※相談日の1カ月前から受け付けしています。
- ※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

# 第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会委員を募集します

①企画財政課 企画G 2-5862

国は、人口減少や東京圏への人口一極集中に歯止めをかけるため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、魅力あふれる地方の創生を目指しています。本町においても将来にわたり活力のある地域社会を維持するため、平成28年3月に「第1期湧別町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しました。

現在、令和3年4月から5年間を計画期間とした次期計画の策定作業を進めています。広く関係者のご意見を反映させる場として「湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」を設置し、町民の皆さまの参画をいただくために委員を募集しますので、ご協力をお願いいたします。

【応募資格】今年度中に3回程度開催予定の会議に参加でき、将来の人口減に対応する湧別町のまちづくりについて、町内各種団体の代表者の方々と意欲的に検討していただける方。

【委嘱期間】8月の委嘱の日から令和3年3月末まで

【報酬等】委員は町の非常勤特別職となり、報酬および費用弁償(交通費)が 支給されます。

①報 酬:日額6,400円(会議時間が4時間未満の場合は半額)

②費用弁償:住所地から会議場までの距離に応じ交通費を支給

【募集人数】2人以内

【申込方法】指定の申込書(①企画財政課に備えています。郵送可。)に必要事項を記入して、7月22日(水)までに郵送または直接持参して提出してください。

【選考方法】書類審査にて選考します。なお、委員に決定した場合は、直接ご連絡します。

# ふるさと納税のお礼の品提供事業者募集中!

町では、ふるさと応援寄附(ふるさと納税)のお礼の品を提供していただける 事業者の皆さまを募集しています。

提供していただいたお礼の品の商品名や事業者名は、ふるさと納税ポータルサイトなどに掲載され、全国に向けてPRできます。

詳細は、①企画財政課(162-5862)までお問い合わせください。

~全国へまちの魅力を発信してみませんか?~

# 7月の子育て支援事業のお知らせ

湧健康こども課 子育て相談G 5-3765

# ◆アルバムカフェ講座

7月の子育て支援センターの講座は「アルバムカフェ」です。

お子さんや家族、自分のお気に入りの写真をかわいく飾って、オリジナルのアルバムを作りませんか?

# ◆ママの教室

妊婦とママの方を対象に「ママの教室」を開催します。

第2回目はヨガの講師の方をお招きして「ママのためのヨガ」を行います。心も身体もリラックスさせて、運動不足解消、体力作りしませんか?

◆概要 ※新型コロナウイルス感染症の予防のため、これらを中止する場合があります。

| <b>▼</b> 100 S |  |   |  |  |  |  |  |  |
|----------------|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 事業名            | アルバムカフェ講座  | ママの教室   |  |  |  |  |  |  |
| 日時             | 7月10日(金)<br>午前10時~11時30分   | 7月15日(水)<br>午前10時~11時30分                      |  |  |  |  |  |  |
| 場所             | 中湧別なかよし児童センター(中湧別中町)   | 湧別児童センター(栄町)                                  |  |  |  |  |  |  |
| 講師             | 富士フイルムイメージングシステムズ (株) 認定<br>アルバム大使 片山 恵世さん   | 一般社団法人地域ウエルネス・ネット<br>代表理事 福岡 永告子さん            |  |  |  |  |  |  |
| 対 象            | 町内に居住する就学前の乳幼児をもつ保護者   | 町内に居住するおおむね妊娠16週から31<br>週までの妊婦、就学前の乳幼児をもつお母さん |  |  |  |  |  |  |
| 持ち物            | 写真3~5枚程度   | ヨガマットまたは大判バスタオル、<br>動きやすい服装、飲み物               |  |  |  |  |  |  |
| はり参            | 託児希望の方は、お子さんの着替えやオムツ、水分補給用飲料水、その他必要と思われるものをご持参ください。  |   |  |  |  |  |  |  |
| 定員             | 5人   | 5人  |  |  |  |  |  |  |
| 申込期限           | 7月3日(金)  | 7月8日 (水)                                      |  |  |  |  |  |  |
| 申込先            | 中湧別子育て支援センター Tel2-2049<br>電子メールでも受け付けています。保護者氏有無・託児希望のお子さんの氏名と年齢を入<br>子育て支援センターメールアドレス suku: | 名・住所・連絡先・託児の<br>力して送信してください。                  |  |  |  |  |  |  |

# 子育て支援センター7月の予定表を掲載します

湧健康こども課 子育て相談G 5-3765

子育て支援センターでは、親子が一緒に楽しく遊ぶ育児学級や、お母さんのため の講座など様々な活動を行っています。乳幼児とその保護者の方であれば、どなた でも利用できますので、ぜひ一度遊びに来てみてください。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、事業の変更、中止、閉館する場合があります。

| ※新型コロナワイルス感染症予防のため、事業の変更、中止、閉館する場合を        |   |   |  |  |  |  |
|--|---|---|--|--|--|--|
| 月  | 火   | 水   | 木  | 金  | 土                                      |  |
|  |   | 1   | 2  | 3  | 4                                      |  |
| ●印は乳幼児をもつほなたでも利用できます。<br>★印は育児学級に登録きます。    |   | ●開放日<br>湧別・ <u>中</u> 湧<br>午前 9 時~午後 5 時           | ★育児学級ぴよぴよ<br>中選午前10時00分<br>~11時30分<br>●開放日<br>選別午前9時~午後5時<br>中選午後1時~5時 | ★育児学級げんき<br>中選午前10時00分<br>~11時30分<br>●開放日<br>  別午前9時~午後5時<br>中選午後1時~5時 | ●開放日<br>湧別・ <u>中湧</u><br>午前 9 時~午後 5 時 |  |
| 6  | 7   | 8   | 0  | 10   | 11                                     |  |
| ★育児学級ぴよぴよ<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分  | ★合同育児学級<br><u>湧別</u> 午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分 |   | ★育児学級ぴよぴよ<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分                              | ●アルバムカフェ講座<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分<br>※申し込み必要                  |  |  |
| ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時           | ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時                | ●開放日<br>湧別・中湧<br>午前 9 時~午後 5 時                    | ●開放日<br>湧別午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                                       | ●開放日<br>湧別午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                                       | ●開放日<br><u>湧別・中湧</u><br>午前9時~午後5時      |  |
| 13   | 14  | 15  | 16   | 17   | 18                                     |  |
| ★育児学級ぴよぴよ<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分  | ★育児学級げんき<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分        | ●ママの教室<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分<br>※申し込み必要 | ★育児学級ぴよぴよ<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分                              | ★育児学級げんき<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分                               |  |  |
| ●開放日<br>湧別午後 1 時~5 時<br>中湧午前 9 時~午後 5 時    | ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時                | ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時                  | ●開放日<br>湧別午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                                       | ●開放日<br>湧別午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                                       | ●開放日<br>湧別・中湧<br>午前 9 時~午後 5 時         |  |
| 20   | 21  | 22  | 23   | 24   | 25                                     |  |
| ●乳幼児相談<br>中選午前10時00分<br>~11時30分<br>※申し込み不要 | ★育児学級げんき<br>湧別午前10時00分<br>~11時30分               | ★育児学級(海あそび)<br>午前10時~11時15分<br>※申し込み必要            | 閉館   | 閉館   |  |  |
| ●開放日<br>湧別午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時           | ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時                | ●開放日<br><u>湧別・中湧</u><br>午前9時~午後5時                 |  |  | ●開放日<br>湧別・中湧<br>午前 9 時~午後 5 時         |  |
| 27   | 28  | 29  | 30   | 31   |  |  |
| ★育児学級ぴよぴよ<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分  | ★育児学級げんき<br>湧別午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分        |   | ★育児学級ぴよぴよ<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分                              | ★育児学級げんき<br>中選午前 10 時 00 分<br>~11 時 30 分                               |  |  |
| ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時           | ●開放日<br>湧別午後1時~5時<br>中湧午前9時~午後5時                | ●開放日<br><u>湧別・中湧</u><br>午前9時~午後5時                 | ●開放日<br><u>湧別</u> 午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                               | ●開放日<br><u>湧別</u> 午前9時~午後5時<br>中湧午後1時~5時                               |  |  |

※日曜・祝日は閉館 湧別 湧別子育て支援センター(165-2432) 中湧 中湧 中湧別子育て支援センター(162-2049)

# 湧別町中小企業緊急支援事業給付金のお知らせ

①商工観光課 商工観光G 2-5866

新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている事業者や、北海道が 実施する施設の使用制限等の協力要請を受け休業等を行った事業者に対し、地域 経済の安定化を図るため、給付金を支給します。

# ◆経営支援

【給付額】1事業者あたり一律30万円

【対象者】新型コロナウイルス感染症による直接的な影響を受けた事業者で、行っている 主な事業が下記の業種(※日本標準産業分類による)に当てはまる事業者。

- ●製造業(食料品製造業) ●運輸業(道路旅客運送業、道路貨物運送業)
- ●卸売業・小売業 ●宿泊業・飲食サービス業 ●生活関連サービス業・娯楽業
- ●教育・学習支援業(その他の教育、学習支援業)

【給付要件】次の条件にすべて当てはまる事業者

- ①町内に住所を有し、現に事業を営み、引き続き事業を継続していく 意思があること
- ②令和2年3月~5月のひと月の売上が、前年同月比で30%以上減少していること
- ③町税等の滞納がないこと
- ④中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者であること

# ◆休業協力

【給付額】1事業者あたり一律20万円

【対象者】北海道の休業協力・感染リスク低減支援金を受給した事業者

【給付要件】次の条件の**いずれかに**当てはまる事業者

- ①北海道による休業要請等(4月25日~5月15日)を受けて施設を休業したこと
- ②北海道の休業要請等に伴い、酒類を提供する飲食店(①を除く)において、酒類の提供時間の短縮(午後7時まで)を行ったこと

【受付開始日】7月1日(水)

【申 請 先】湧別町商工会(文化センターTOM内)

- ※湧別町商工会による事前審査を経て、湧別町が給付します。
- ※申請書は、**①**商工観光課、湧別町商工会に備えています。また、 町ホームページ (https://www.town.yubetsu.lg.jp/virus/ tyusyosien.html) からもダウンロードできます。